



の制度を規定いたしております。第二について長期給付の制度を定めておりまます。この長期給付と申しますのは、いわゆる国家公務員のうちの雇用人だけにループ、これに対しまして年金の給付の制度でございます。一般公務員のうち、官吏には恩給があり、雇用人にはこの共済組合法の長期給付としての年金が行われるという組織になつております。このうちの後者を規定いたしております。第三は、国家公務員の全員、これは官吏、雇用人を問はず全員に対する貸付、こういった福祉事業を行う制度、これが第三の制度でございます。この三つをあわせ規定しておるわけでございます。

ところで、現行の国家公務員共済組合法ができましたのは昭和二十三年でございます。その後、公務員共済組合に規定いたしております三つの仕事についてのいろいろな条件が變つて参つております。短期給付について申し上げますと、一昨年健康保険法が改正に相なつてあります。全面的に健康保険制度を、相当内容の変つたものが行われるようになりましたので、国家公務員についてもこれに準じた同様な措置をとる必要があるわけでございます。これは、現行法にはそうした面の制度が、まだ状況の変化に応じた規定が入っておりません。これを直したいというのが第一点であります。

第二点は、長期給付の方でございますが、これは雇用人の年金制度を規定していることは先ほど申し上げまし

た。大体において雇用人の長期給付の制度は、昔から厚生年金保険法と申します民間の一般労働者を対象といたします厚生年金に歩調を合せて、制度を作つて参つております。昭和二十九年に厚生年金保険に根本的な改正がございました。その際に、国家公務員の长期給付の制度といふものの根本的な検討は一応見送りにいたして、今日に参つたわけでございます。その後、昭和三十一年には国会提案で公共企業体共済組合制度といふものが成立いたしました。共済年金制度自体についても、根本的な改正が公共企業体については行われるということになつたわけござります。そこで、今回この国家公務員の共済組合につきましても、厚生年金保険、あるいは公共企業体共済組合法、そうした制度の内容とバランスをとつて、この雇用人の長期給付制度を直していきたいということに相なつたわけござります。これが第二点でございます。

法案の大体の概要は、先般提案理由で御説明申し上げてござりますので、あと御質疑に応じましてこまかいくを申し上げることにいたしまして、内容の説明は恐縮でございますが、省略させていただきたいと思います。

ただ、この国家公務員共済組合法案が衆議院で可決いたされました場合に、一つの修正案が行なわれております。政府側から御説明申し上げるのも恐縮でございますが、提案者がちようどおいでになりますので、かわって御説明させていただきたいと思います。

この国家公務員共済組合法案に対する衆議院での修正点は一つでござります。これは国家公務員共済組合法自体を改正するというよりも、この付則を借りまして、公共企業体共済組合法の内容を改正したものでございます。今回の国家公務員共済組合法の改正法案によりまして、この短期給付制度の中に付加給付制度というものが新しく設けられることになりました。これは法律の上で、短期給付としてはこれこれの給付を行なうということが、法律上給付の種類が明定されておりますが、その明定された法定給付以外に、組合の財政能力に応じて、妥当な特別な給付を行うことができるというのが、この付加給付の制度でございます。民間でも、組合管掌の健康保険ではすでに実行されているところであります。この付加給付の制度を国家公務員共済組合

制度に取り入れましたので、公共企事業体共済組合法の付則で、公共企事業体共済組合法の一部改正を行いました。御希望がございまして、衆議院ではそれをお取り上げになりまして、この国家公務員共済組合法の付則で、公共企事業体共済組合法の一部改正を行って、公共企事業体についても付加給付を行うことができるという一条文の追加を行なっております。

以上が衆議院での修正案の内容でございます。

最後の国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案でございますが、内容は、簡単に申し上げますと、退職手当を、現行のレベルに比べますと、大体三割程度引き上げるという内容でござります。ただ、その適用対象、この新しく退職手当を増額する部分の規定の適用対象は、全国公務員とはいたしませんで、新しい共済組合制度による長期給付の適用を受ける公務員に対してだけ高い退職手当を支給する。共済組合の長期給付の規定の適用を受けない一般的官吏につきましては、この退職手当の引き上げは行われないという趣旨のものでござります。

その理由を申し上げますと、現在公務員に対する退職給付といたしましては、官吏、いわゆる公務員に対しましては恩給法による恩給がございます。雇用人に対しましては、先ほど申し上げました共済組合法による年金制度がある。それから官吏、雇用人を通じまして一律に支給される退職手当、この三つがあるわけであります。このうち退職手当は大体、昭和二十四年に制定されましてそのままの水準でございまして、一律に支給される退職手当、この三つがあるわけであります。このうち相当退職手当のレベルが上つております。

す。公務員については、この退職手当を二十四年に制定いたして以来、根本的な引き上げが行われていないといふ事情にござります。なぜかと申しますと、雇用年金制度の方は、本来これは保険制度でございまして、費用を労使が折半負担するという建前のものが共済の長期給付でござります。ところが、公務員の大多数を占めておる恩給につきましては、恩給は本来保険制度でなくいわゆる國の給与でござります。公務員がよく働いたから出そぞうという意味での年金、これが恩給でございます。そういたしますと、恩給と退職手当といふものは、制度的にダブつた重複した制度でござります。従いまして、退職手当がある程度民間のレベルからおくれておりましても、これを上げようと申しましても、別途恩給があるということで、なかなか上げにくかつたのでござります。最近公共企業体につきましても恩給制度がなくなったり、国家公務員のうちでも、今回の共済組合法の改正法案で五現業の恩給公務員について恩給ははずして、共済の年金制度に移行するということになりました。いわゆる公務員とをさうしたグループに対しても、恩給制度は大半消滅いたして参ったわけでござります。この機会を選びまして、今回の退職手当の改正を行なつたわけでござります。従いまして、先ほど申し上げましたような趣旨からして、恩給でもつて依然として退職時の給与を国から受けている者には、この新しい退職手当は支給しない。保険制度で、民間のい

わゆる厚生年金保険のような同じようないい性格の共済年金、折半負担の保険年金を受ける公務員に対してだけ退職手当を今度増額しよう、こういう内容のものでござります。

改正案の内容を、技術的にいろいろこまかい点もござりますが、まあ遠慮して申しますと、三割程度の引き上げに相なるものでござります。

この退職手当の改正法案につきまして、衆議院で一部修正がございまし

額になりましても、その分だけ公社について上げるのはやはり早急ではないかという点が一つと、国家公務員の年金が変つて参りますれば、公社についても将来その根本的な改正が必要ではない問題になるのじゃないか。その際退職手当についても一緒に検討してはどうかということで、一応この際提出して送りにしてそういう点はなつておるわけですが、そういうことに政府側から説明があつたわけであります。これに対しまして、その結果、衆議院では又二二二、二二三、二二四、同内にござる

お手元に御配布申し上げました「恩給法等の一部を改正する法律案の要旨」というのをごらんいただきたいと思います。

第一点は、旧軍人の公務扶助料の増額でございます。で、この倍率を兵ににおいて三十五・五割とする。倍率は、公務扶助料の額を計算いたします場合には、御案内の通り、普通恩給といふものを上台に計算されております。すなわち、普通恩給と申しますのは、相当年限を勤めまして、そうして退職し

と、倍率を引き上げる、この両建によりまして公務扶助料の増額をいたそ  
う、こういものでござります。  
この一万二千円ベースの現在の仮定  
俸給を一万五千円ベースに引き上げる  
という引き上げ方におきましては、上  
の方を相当つめておるといふ点につきま  
しては、四のところで申し上げます。  
それから、第二点は、傷病恩給の増  
額でございます。傷病恩給の年額は、  
これは「第一項症を十七万一千円」と  
し、以下それぞれ五割ないし八割程度

護手当を年二万四千円加給する。  
いま申し上げました年額、すなわち  
いうのが基本年額でございますが、こ  
のほかに、特別項症、第一項症、第二  
項症というふうな重傷者につきまして  
は、そうした介護を要するような重傷  
者につきましては、介護手当を別に年  
二万四千円加給するということにいた  
しております。  
このほか、さらに増加恩給受給者の  
退職後の子女についても加給を行なつ

修正の内容を申し上げますと、現在の国家公務員等退職手当暫定措置法は、国家公務員ばかりでなく、三公社職員に対しても適用されると思いました。今回の退職手当の増額につきましては、国家公務員のうちの共済組合年金の適用を受ける者、いわゆる五現業の公務員と非現業の雇用人、これだけに対して増額をいたすことにいたしまして、一般の官吏と三公社職員に対しましては退職手当の増額はこの際見送つたわけでございます。

これに対しまして、衆議院では、公社職員については退職手当の増額を行なつたらしいではないかといふ議論がございました。その御趣旨は、公社でもすでに恩給制度はなく、共済組合による保険年金をもらっているのだから、退職手当は退職手当として妥当なものに出したらいいじゃないか、こういう御議論でございました。それに対しまして、政府側がそれに反対いたしましたのは、同じ共済年金でも、公社の共済年金と公務員の共済年金では若干レベルが違つております。従いまして、国家公務員が退職手当を増

協と申しますが、その中間的な考え方をおとりになりまして、修正案をお作りになつております。

この修正案の内容は、三公社の職員も退職手当の増額を受けさせるといふような法文の形に一応いたしまして、しかし、その内容についてはまた別途法律で定めると、こういう条件つきになつております。従いまして、それがなつおります。

以上、簡単でございますが、三法案の概略を御説明いたしました。

○委員長(藤田進君) 次に、恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

本案につきましては、さきに提案理由の説明を聽取りいたしておりますが、本日はまず本案の内容について説明を求めます。

○政府委員(八尋淳之輔君) 恩給法等の一部を改正する法律案の内容につきまして、概略御説明を申し上げます。

ました場合に、この普通恩給が支給されるわけでござります。その普通恩給を受ける者が死亡したという場合は、遺族は普通扶助料というものが受けられる。それがつまり普通恩給の二分の一になつております。この普通扶助料に対して、公務扶助料を出す場合について、普通扶助料に対して一定の倍率をかけたものが公務扶助料の額になるわけでござります。その普通扶助料に対する割増しの率を申しますか、これが倍率でございます。この倍率を、従来兵において二十六・五割という倍率でございましたのを、三十五・五割といふように引き上げる。この引き上げ方につきましては、准士官以下の分だけにつきまして引き上げる。尉官以上につきましては現行倍率をそのまま据え置く、こういうことにいたしております。と同時に、四で書いてござりますよう、恩給年額計算の基礎となる仮定俸給の年額の引き上げを行なう増額する。すなわち、現在仮定俸給の年額は一万二千円ベースでございますが、これを原則として一万五千円ベースまで持っていくということによりまして、俸給年額を引き上げること

を増額するとともに、階級差をなくす  
る。」こうございます。傷病恩給といふ  
ものは、御承知の通り、増加恩給と傷  
病年金と、いろいろ二つに分れておりま  
す。で、増加恩給につきましては、  
その傷病恩給のほかに普通恩給が入っ  
ております。傷病年金につきましては、  
傷病年金だけ、こういうふうなことに  
なつております。第一項症から第七項  
症までが増加恩給、第一款症から第四  
款症までが軍人の場合は傷病年金、こ  
ういうふうになつております。で、ま  
ず全廢疾の第一項症の額といふもの  
を、現在十一万六千円という額を一  
兵の場合でござりますが、十一万六  
千円という年額を、今回十七万一千円  
というものに引き上げまして、以下順  
次下の項症におきましても逐次引き上  
げていく。これによりまして現在よりま  
ず五割ないし八割程度の増額になつて  
おります。この増額の程度につきましては、別  
な表に掲げましたように、それ  
ぞれ八割ないし五割程度の増額にな  
つております。

それから、この傷病恩給につきまし  
て、第二点は、特別項症、第一項症、  
第二項症といふものにつきまして、介

ております。現在この家族加給といふことが増加恩給の場合に行わられてゐるのであります。これは退職時の状況において現存したところの家族に対して給するというのが建前になつておりますが、退職後出生をした子女については加給をつけないということになつておつたわけです。しかしながら、昨年の臨時恩給等調査会の答申にもござりますが、退職後の子女についても加給をつけた。こういう改正になりました通り、退職後の子女については、重傷者については特にその加給を考慮した方がいいという御意見もございましたので、この退職後の子女についても加給をつける。こういう改正になつております。

○政府委員(八卷淳之輔君) 恩給法等の一部を改正する法律案の内容について、概略御説明を申し上げます。

すが、これを原則として一万五千円ベースまで持つていくということによりまして、俸給年額を引き上げること

それから、この傷病恩給につきまして、第二点は、特別項症、第一項症、第二項症というものにつきまして、介

げを行いますが、この普通恩給、普通扶助料における特に考慮いたしました点は、六十五才以上の高齢者について

て、増額の実施時期を公務扶助料の  
れと同様に給する。つまり、あとで  
説明申し上げますけれども、増額の  
施時期というものを、原則としては  
公務扶助料を傷病恩給よりも二年おく  
てやるということにいたしております  
けれども、六十五才以上の高齢者  
については、公務扶助料及び傷病恩給  
同様に今年の十月から実施する、こ  
うことにいたしております。  
それから四番目は、仮定俸給につ

ては、「文武官を通じ准士官以下に  
あつては、一万五千円ベースとしま  
た、尉官にあつては、現行仮定俸給と  
一万五千円ベースの反対率合との差額  
五千円に上げない。現行のまま据え置  
く。こういうことにいたしております。  
それから、今まで申し上げましたこと

の九割ないし七割、佐官にあつては、その五割ないし二割をそれぞれ現行の仮定俸給に加えたものをもつて仮定俸給とし、将官については据えおきとする。」仮定俸給というのは、先ほどから申し上げましたように、恩給金額を計算いたします場合に基礎になりますが、退職時の俸給あるいは死亡時の俸給、こういうことになつております。しかしながら、その後の物価水準の上昇等によりまして、死亡時の俸給あるいは退職時の俸給といふものを漸次見直していくことになりますと、そういうと、別の新しい俸給に見直す、この場合に仮定俸給といつております。この仮定俸給といふものを今回まで引き上げよう、こういう考え方でございます。この引き上げるに当りまして、今回の増額措置について年令制限を加えておることでございまして、すなわち、扶助料につきましては、妻、子、六十才以上の父母、祖父母についてだけ行う。すなわち、言ひかえれば、遺族でありまするけれども、六十才未満の若い父母、あるいは祖父母もござりますかもしませんが、そうした遺族については六十才に到達するまでその増額分を停止する、こういう形にいたしております。それから普通恩給の方につきましては、これは御本人でございますが、六十才以上の退職者及び傷病恩給を受ける者についてだけ行う。従いまして、裏を返せば、六十才に到達するまでその増額分は停止される、こういうことでございま

おきましては、七年未満の軍人の実在になつておつたのでござりますが、その後の改正におきまして、軍人の恩給の基礎といたしましては、これを一年以上七年未満のものであつても算入する、こういうことになつたわけでござります。しかしながら、その算入の方におきましては十二年で打ち切る。それ以上幾らあっても、それは年額の計算上プラスにならないというふうな措置がなされておつたわけです。また、軍人の在職年が一年以上七年未満の在職年を文官が持つておつたと仮定いたしますと、その場合には文官恩給を受ける場合の基礎の在職年には軍人の在職年といふものが通算されない、こうしたことになつておつたわけであります。こういうようなことで、軍人恩給の内部におきましても、軍人、文官相互間におきましても不均衡の問題がございましたので、この点は臨時恩給等調査会においても指摘せられておる通り、この通算を実施しようとする、こういうことにしてあるわけでござります。

それからその次は「昭和二十三年六月三十日前退職者の妻の扶助料に対する六十才の年令制限の撤廃」、これはどういふことかと申しますと、昭和三十一年の法律百四十九号で、その後に退職した人のようにまして、昭和二十三年六月三十日前に退職した方、まあ主として——主としてと申しますと、これは給与体系が全面的に改正になる前に、すなわち旧官吏俸給令時代の退職者、こういう方々について、昭和三十一年の法律百四十九号で、その後に退職した人の不均衡を是正するということで、そういう方々についての恩給を増額い

たしたわけでございます。この際に、その増額分につきましては六十才以上の方々についてだけ増額する、こういう措置をいたしたのでございます。従いまして、遺族である妻でありまして六十才にならなければその増額分が均霑しない、こういうことになつてこれを撤廃しよう、妻に關しては六十才未満であつても、これを増額分は均霑せざるべきである、こういう考え方から、またこの点につきましてはすでにこの法律の審議の際両院の付帯決議もございましたので、その付帯決議を尊重いたしまして、このようによつと、こういうわけでございます。

その次は「恩給外多額所得者に対する制限の強化」でございます。現在恩給が、普通恩給が九万五千円以上の方で、その方が恩給外所得が五十万円以上ござります場合には、恩給額に対し一定の率をもつて制限が加えられておるのでございます。すなわち、九万五千円以上、五十万円以上をこす場合におきましては、恩給額の一五%から、上方へいき出すというと、恩給外所得が百二十万をこす、こういう場合には恩給額の三〇%を減らす、こういうことになつておるわけでございますが、これをさらに今回一五%を二〇%に、三〇%を五〇%にというふうに大幅に、恩給外所得が多くなるに従いまして大幅に制限をいたしている、こういう措置が行われております。

は、未帰還公務員、すなわち、ソ連、中共に抑留されておりますところの公務員、こういう方々の留守家族につきましては現在留守家族手当等が支給されておるわけでございます。ところで、その方々が死亡が判明するということがなりまするといふと、留守家族手当が打ち分られまして、そして死亡判明のときから公務扶助料が支給される、こういうふうなことになっておるわけでござります。ところで、留守家族手当も何も支給されぬと、こういうような方々につきましては、それまでの間、すなわち死亡判明までの間、全く未支給の状態に置かれると、こういうようないかん問題もございましますし、また、公務扶助料の原則といふものが、死亡時期に遡及すると、こういうふうにいたしたい、こういう考え方であります。しかしながら、その場合に、週及いたしたことによりまして、その間、生きているものとして支給された留守家族手当なり、あるいは普通恩給なりといふものとこれは調整をするところ、こういうことに相なつてくるわけをございます。

その他、いろいろと技術的な調整のこまかい問題もございまするが、これは省略させていただきます。

「増額等の実施時期」、以上申し上げました増額につきまして、その実施の順序といふものがどうなるかと、こ申しますといふと、うしろの表についてございますように、大休今年度の、三十三年の十月から始まりまし

て、十月から公務扶助料につきましては、まず増額分の半額だけを実施していくこと。すなわち、たとえば兵の公務扶助料について申しますと、兵の公務扶助料は、ほかの表にございますように、現在三万五千二百四十五円から五万三千二百円と、約一万八千円増額になるわけでございますけれども、そのうちその半額約九千円を十月から増額いたしまして、昭和三十五年の七月には完全にこれを一万八千円の増までにいたそう、こういうことでございます。

それから、傷病恩給につきましては、重症者であるところの増加恩給につきましては、今年の十月から満額実施をいたし、軽症者でありますとこらの傷病年金につきましては、来年の七月から実施をいたす、増額の実施をする、こういうことにいたしております。なお、退職後子女の加給といふことにつきましては、これは来年の一月分から支給する、こういうことにいたしております。



○永岡光治君 そこで、統いてその点についてただしておきたいと思うのですが、新しくこの法改正によって運営されることにいたしておるようであります。課長以上の場合は、付則でこれを適用するか、國家管掌に移行されるのです。つまり二本建になるのか、それとも共済の組合管掌といふことで、一本になつていくのか、将来どういうことになるのですか。

○政府委員(辻本晋君) 将来の取扱いの問題は、冒頭の御質問と同じことでござります。今すぐどうなるか、御返答申し上げかねるわけでございます。当分の間の措置といたしましては、この共済組合制度に加入いたしまして共済組合の長期給付の適用を受け、掛金をし、その年金をもらひ、そういう取り扱いを受けることは間違いないと思ひます。

○永岡光治君 これもしかし、またあなたで十分だらうと思つたのであります。少し問題が深くなつていきそぞありますので、機会を譲ります。

そこでもう一つお尋ねいたしますが、共済組合の運営をこの規定からずつと拝見して見ますと、極度に規制している点がたくさんある。というのは、つまり從来は共済組合の自主性が非常に尊重されておりましたが、今度の法律を見ますと、かなり法律上の制約を強化いたしております。すなわち法律

るという考え方であります。民間の厚生年金保険は、年金保険でありますと、一応現在はその積立金はすべて厚生年金保険特別会計に入り、資金運用部に預託運用させているのが現状であります。そういう形でありますと、國家公務員の年金の積立金をいたしましても、先ほど申し上げました厚生年金保険に相当する部分といふものの資金は、これはやはり民間の年金の積立金と同じような運用をするのが妥当じゃないか。その上のプラスアルファの一の公務員独得の職域部分の積立金についてはこれは公務員の社会で扱う、そういうように年金の性格に応じて、今度積立金の運用についての考え方を一定したわけでございます。この点が確かに資金運用に対する強化であるという御指摘になろうかと存じます。

今申し上げましたような民間の厚生年金保険とのバランス、さらに将来一段歩進めましては、厚生年金保険に相応する分につきましては、積立金と共にのブルにしておきまして、年金制度の統一運営という方向に持つていきたい、こういう気持あるわけでござります。そういう点からの資金の規制が行われたわけでございます。

連合会と組合の事務職員に対する整備が強化されたと申しますが、これは、一つにはこういう理由があるわけでございます。もともと身分上は国家公務員の事務職員は、国家公務員の共済組合に加入いたすことになつたわけでございます。もともと身分上は国家公務員でもありませんが、国家公務員の共済組合といふものに携わつておるわけでございますから、どうしても組合員として同じような待遇をした方が便利だ

るいは、給付額の算定の基礎となる  
給が給付事由発生の月の以前三ヵ年  
平均をとつておる。公社の場合には、  
終の俸給で計算をしておるわけであ  
ますが、この点も違つておる。それ  
ら組合員の資格喪失後の継続給付と  
うものに、組合員の期間一年以上の  
のと制限を今度しておりますが、こ  
点もずっと現行あるいは公金会等と  
較して、これは制限ないのであります  
から、非常に悪くなつておる。ある  
はまた、第四点としては、休業手当  
の支給対象から、現行にあります公  
によらない傷病を除外したのは、こ  
はどういうわけか。現行通りにすべ  
じやないかと思うのでありますが、  
こうした点だと、あるいはまた、一  
金の支給の対象、現行が六ヵ月以上  
の公企体の場合は一ヵ年以上ですね、  
ういう点だと、あるいはまた、一  
ころが、これは三年以上といふこと  
なつておるわけであります。こう  
う点につきましても、非常に相違が  
るわけであります。どういふ理由  
こういうふうに特に開きをつけなければ  
ばならなかつたのか。主として技術的  
な点にならうかと思つのであります  
が、その点のお答えをいただきたいと  
思うのであります。

は不利ではないことになるのであります。それはか被扶養者の問題あるいは資格喪失後の継続給付の問題、これは短期給付の問題であります。こうした問題について、今より悪いじゃないかということあります。これがやはり民間の一般的のこうした健康保険とのバランスをとっていくという気持もございます。かたがた、附加給付の制度を別途認め、待遇をよくしようとしたら面もあるわけであります。そうした面を総合的に考えまして、民間の制度並みの制度に持つていただきたいということとで、こういうことになつたのであります。

○永岡光治君 これは先ほど申し上げましたように、退職一時金の問題にいたしましても、附帯金の問題にいたしましても、新しく改正されるこの法律に見合つて、公社の方の共済の関係もこれにレベルを上げてきたわけです。そうなりますと、精神はやはり均衡といふところがねらいだと思うのであります。これは職場を見ましても、全く同様な形態のところが、共通の職場はたくさんあるわけです。そういう際には、やはり問題は、これもあなたに言ふべきことではあるはないかも知れませんけれども、やはり政策としてころから軍人恩給等も出ておりますが、そういうところが一番大きな問題であります。今度の軍人恩給等の改正も、そういうところになりますと、やはり五労業関係、公企労法を同様に適用されていいる職員の場合を考えいたしまして、三公社並みに均衡のとれたものをやは

り制定するのが最も妥当ではないかと思ふ。あとでいろいろなことをしなかつた理由はどこにあるのか、端的に一つお答えをいただきたいと思うのであります。

○政府委員(岸本晋君) 先ほど御指摘になりました公企体と違う点、これは主として私どもの方が厚生年金保険、民間の健康保険のベースに合せてきたという点に相違があると思います。その辺のところが公企体と歩調の合わなくなつた原因であります。しかし、公企体とバランスがとれないからそのままいいということは、私も考えておりません。そのかわり、退職手当の面におきまして、先ほどちょっと御説明申し上げましたが、公務員よりは、この際は退職手当は三公社について引き上げないといち政府提案をいたしましたわけであります。将来、公企体共済の方から歩み寄ってくる、共済制度として向うから歩み寄ってくる面もあるらしくあるわけでございます。公企体共済も国家公務員の共済も、きびしい面もいい面もある。いいところ、悪いところがあります。公企体共済で歩み寄つてくるところがある。そうした場合に、総合的にバランスをとつていきたい、かように考えております。

○伊藤謹道君　国家公務員共済組合議會について、大蔵省に若干質問を行ひます。  
まず最初に、國家公務員の共済組合の制度については、政府當局はこれも一体どのようなものとして解釈しておられるのか、質疑に入る前にまずこの点伺つておきたいと思います。  
○政府委員(岸本晋君)　共済組合制度をどういろいろに考えるか……。  
○伊藤謹道君　どういろいろに解釈しているか、解説して下さい。  
○政府委員(岸本晋君)　共済組合制度は、たとえ民間で申し上げれば、健康保険法、それから年金については厚生年金保険、こうしたものを受けたものを國家公務員について代行している。しかしこれをそのまま代行していくわけではなく、公務員という社会の特有ないろいろな勤務条件というものを持たずに考えて、いろいろな附加的な要素も加えて、そうした民間の制度を代行していく制度である。かように考えます。  
○伊藤謹道君　人事の管理的性格が非常に強く入っているようにも思ひますけれども、これはこの共済組合法が社会保険として期待される運営の民主主義とか、あるいはまた、生活ができるだけ保障する給付額を設定する、これらは人事の面も含めてですが、こうした制度全体を規定することになるのではないかと思うのですけれども、この点を明確にしていただきたいと思います。

いは間違いないわけであります。しかし、それと同時に、公務員の特殊な勤務条件に相応しまして、民間並みの保険制度ではない、それよりも内容も若干よろしくございます。同時に、國のある程度労務管理と申しますか、人事制度の目的にも役立つようなどといふ意味の考え方も入っているわけでござります。そういう意味で、法律の第一条に、「公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資する」、この二点を目的といたしているわけであります。単に遺族の生活安定・福祉の向上だけございますと、これは民間の健康保険、厚生年金保険をそのまま当てはめていけばいいじゃないか、こういう議論も一部ではあります。これは別途「公務の能率的運営に資する」という目的をあわせ持たすことによつて、その特殊の勤務条件に相応していえる特別の待遇をこれによっていたそら、かように考えております。

○伊藤顕道君 本法案における職員の定義ですが、これは実質的組合員の範囲を規定するものであるわけです。にもかかわらず、これはまことに不明確で、重要な事項は政令にみな譲つておるわけですね。そのことの理由を一つはつきりしていただきたいと思います。

○政府委員(岸本晋君) 職員の範囲を一部政令に譲つてある点が非常に不明確であるということをございます。が、政令に譲りました点も、これは公務員法などの規定を引っぱりまして、休職、停職などの処分を受けた者あるいは職員団体の義務にもつぱら従事している者、そういう原因をはつきり押

えまして、そのうち政令で定めるもの  
をこれから職員の範囲に含む。むしろ  
除外するのじゃなくて、職員の範囲に  
含む、この点はむしろ政令に含めるの  
でありますから、そら疑問はないと思  
うのです。もう一つは、臨時の使用者  
で「政令で定めるもの以外のものを除  
く。」臨時使用者の一部は政令で除く  
といふことが出ております。この点は確  
かに御指摘のようにおかしいじゃない  
かというお気持もお持ちになろうかと  
思いますが、ただ臨時使用者というも  
のは御承知の通り、身分問題その他で  
非常に不確定なものであります。これ  
をそのまま取り入れるということはも  
ちろんできないわけであります。同時  
に現在のものを全部除外してしまうと  
いうことは、実情に即しません。この  
辺は政令で具体的にきめさせていただき  
たい、かように考えております。

りますから、休まれた方が保険料を納めていた、だけるならば、これは別にして困る、外へ出しておかなければ困るということはないわけあります。そういう意味で、保険料を確実に納める者、これは政令で組合員の範囲に入れるということにいたしております。臨時に使用される方は、これは定員法あるいは給与法、その他公務員制度全般の点につきまして非常に問題があるわけでございます。やはりこれは無条件に全部職員の範囲に入れるということは、私ども現在の段階では考えておりません。ただ常勤職員の身分を持つております者でも、過去いろいろな規定、制度が變つてきました関係上、現在組合員の範囲に入つておる方が一部あるのであります。そういう方はこの政令で、ともかく組合員としての身分を統けていくように措置いたしたい、かのように考えております。

○伊藤顯道君 次に、被扶養者の範囲についてお伺いしたいと思いますが、現行法では、御承知のように組合員と同一の世帯内にある者で、その収入によつて生計を営む者、これは一切切入っておるわけです。ところが本法案においては、これを一段と制限を加えておつて、三親等内の親族としておる。これは共済組合制度の本来の趣旨から見て、明かにこれは後退しておると思うのです。こういう点について、どういう理由でこういうよくな後退するような法案を出そうとしておるのか、この点明確にお伺いしたいと思います。

○政府委員(岸本晋吾) 被扶養者の範囲は從来と、ただいま御指摘の点、取扱いを異にいたしましたが、これは健保強化と歩調を一にいたしております。

被扶養者にいたしておられました。昨年の改正でございましたが、制度的にこれを改めまして、三親等内の親族といふことに範囲を限定いたしましたのでございます。やはりこの健康保険をこのまま代行いたしておられます共済組合としては、この面もやはり同調していく方が正しいのじやないかということ、こうやつておるわけでございま

す。

○伊藤翠道君 これを見ますと、組合規約からのみ制限を加えているように考へられるわけですが、組合員の生計を守るという、そういう立場に立つて、そのため必要な財政計画を立てしく、そういう立て方が非常に大事だと思うのですが、この点について一つ大蔵省としてのお考へを伺いたいと思います。

○政府委員(岸本晋君) この組合の、何といいますか、被扶養者の範囲を限定いたしましたのは、必ずしも組合財政の建前ばかりでございませんので、先ほど申し上げました健康保険、特にそのうちの組合管掌の健康保険——内容のいい方でござりますね、御承知のように、これと歩調を一にしてございませんので、今ままで取扱つて参つております。そういう意味で、今回は政府管掌の健康保険じゃない、しかし組合管掌にはあるといふ例の付加給付制度、これをある程度取り入れております。そういう意味で、それとバランスをとるために、やはりその他の面で被扶養者の範囲を向うに含わす、あ

○伊藤顕道君 共済組合は、御承知の  
よう法人格を持つておるわけですが  
が、今回新たに定款を定めることとし  
たわけですね、その理由を一つはつき  
りしていただきたいのです。  
○政府委員(芦本晋君) この点は、ど  
ちらかと申しますと、技術的な問題で  
ございます。今まででは定款でなく、單  
純なる運営規則といらうなものでござ  
いますが、今回は定款をきめまして、組合  
といふものの性格をはっきりさせ、独立法  
人であるということをはっきりさせる意味で定款にいたしました  
わけでござります。  
○伊藤顕道君 定款の変更については  
大蔵大臣の認可を受けなければならな  
いとしておるわけですね。そういうこ  
とは、かなり大蔵大臣の権限を強化し  
ておるよう思うのですけれども、この  
の定款は、各共済組合の運営審議会の  
議を経るという、そういう単なる形式  
を通じておるにすぎない、そこに問題  
があると思うのですね、その点を一つ  
はつきりしていただきたいと思いま  
ないのであります。また認可をいた  
す。

○伊藤彌道君 この審議会は諮問機関で、議決機関ではないわけですね。またそういう点、委員の構成もまことに不明確だと思いますけれども、そういう不明確な規定をしておるわけです。が、この点はどうなんですか。

○政府委員(岸本晋君) この運営審議会の構成は、まあ従来の法律と同じ形をとつております。しかし実際のこの委員の運営につきましては、この法律にありますように、一部の者の利益に偏ることのないように、相当の注意を払うということで、従来ともいわゆる官側とか職員側、そういうものが平等に選出される建前でこれはやつておるわけでござります。そういう運用の現状を尊重して、そのままに法律に表わしておるということをごぞいます。

○伊藤彌道君 次に資金の運用についてお伺いしますが、組合の積立金とかあるいは余裕金については「資金運用部に預託して運用しなければならない。」そういう規定になつておりますが、これはどういう考え方でこんな新たな取扱い方法をおとりになつたのか、この点を一つ明確にしていただきたいと思います。

○政府委員(岸本晋君) 積立金の場合

は、今回共済年金というものの性格をはつきりさせた、その性格に応じてこういう規定を入れたわけであります。その性格が何かと申しますと、公務員の共済年金はいわゆる民間の厚生年金保険、それを代行するとともに、その上に特殊な公務員の条件に相応した給付を行う、こういう考え方をとつております。従いまして、民間のベースに見合うもの、厚年に見合うもの、これ是一般の厚生年金保険と同じように資金運用部に預託して効率運用を行ひ、この方が民間とのバランスもいいのじやないかというのが一つの理由であります。もう一つは、厚生年金保険に見合うもの、これは官民を問わず、資金を共通にいたしまして、しかしその間の期間清算措置も、やはり官民を通ずる年金の制度の統一運営ということもやはり頭に入れて考える必要がある。こういう意味で、厚年と、それに相当するものは、それと同じ取扱いにすることにいたしたのであります。

○伊藤顯道君 安全とか効率確保、こういう点から現在のような実情にしたと思うわけですけれども、現在の積立責任準備金の実際の運用の利回りですね。これはどのくらいになつているか、またこの危険な積み立てを行なつておるというような事例が今まであつたのか、もしなければ問題ないですけれども、もし事故があつたとすれば、それを実例を示してほしいと思います。

○政府委員(岸本晋君) 御質問の第一点の從来の運用の利回りの問題でございますが、最近三十年度くらいの実績で申しますと、各組合別に申し上げますが、大体のことを申し上げますが、

非現業の共済組合の連合会を申し上げますと、六分一厘でございます。郵政省七分四厘、造幣の組合が七分九厘、印刷が八分五厘、林野の共済組合が六分、大体こういう状況でござります。それから御質問の第一点の、資金の運用が安全かつ確実ではなかつたものがあるかという御質問でございますが、これは必ずしもなかつたとまでもあります。申し上げられないわけでござります。同時にあつたから非常に困つたといふほどのこともないのですが、しかし何分にも大切な年金の給付金でござりますから、これはぜひ安全かつ確実に、しかも効率的にやっていくといふことを法律の上で今回はつきり明確にさせていただいたわけであります。

○政府委員(岸本晋君) 資金運用部に預託まで公企体は確かに書いてございませんが、これは法律がやはり一、二年先の問題で、できたらものでござります。その後のいろいろな問題、やがましに年金の制度の問題が問題化しない前にできた法律でございまして、最近になりますと、やはり事情が違いまして、官民を通じての年金制度の統一運営をやる、あるいは国民年金を作るといふような問題が出て参つておるわけであります。そういう広い意味での年金制度というもの、しかも相互に通算をやり、しかもそれを広く国民に及ぼしていくということになりますと、やはり資金を一元的に集中して、グーレル化していくということは、将来必要になります。国家共済組合でますこれ踏み切つたわけです。公企体の方においても、できればそうするわけであります。国家共済組合でました措置を尊重していただければどうことを考えておるわけであります。

いう意味で、民間の労働者と同じレベルということになりますと、この分の積立金はやはり同じような運用にまかせざるを得ない、かように考えるわけになりますが、それが結果的に組合員に不利になるかと申しますと、これはもう意味では損にならないということは申だでお預けするわけじゃありません。やはり六分何がし、六分程度の金利はもらわわけありますから、そういう資金運用部に預託いたしましても、たしかに現行法によりますと、連合会の設立とかあるいは既存連合会の加盟、こうすることは各組合の自主性によって、言いかえますと、各組合の自主性が尊重されて、任意になつておるわけです。ところが本法案では、組合の連合会に強制的に加入しなければならないとされているわけですね。これはまさに官製統制的制度として見られると思うのです。この点は非常に問題があると思うのですが、この点はどうなんでしょうか。

○政府委員(岸本晋君) 各組合の自主性と申しましても、これは現状でも全部やはり非現業ではほとんど連合会に入つておるわけあります。現業を除きまして、ほとんど入つております。それを逆に、はずれていつたらどうなるかということになりますと、はずれますが、これは各組合としては、自分の狭い範囲の職員でもつて年金もやらなければならぬ、福祉事業もやらなければならぬわけであります。従いまして、現状ではやはりすべて任意加入でありますと、おのずから掛け金も高くなるし、福祉事業もあまりできないという結果になるわけであります。従いまして、現

うな現状でございます。それをそのまま尊重いたしておるわけでござります。特に共済にしたから今までと運営が違つてくるというふうには私ども考えておりません。

○伊藤頭道君 連合会の役員についてですが、今の、現在の定款では、これは大蔵大臣の権限はむしろ補完的であつて、その点は問題ないと思ひます。が、この法案では大蔵大臣が直接に任命することになつておるわけですね。本来民主的な運営を望むこういう組合員の立場からすると、決してこれはプラスにはならないと思うのです。こういう点は非常に、やはり問題を少し考えなければならないと思うのです。この点はどうですか。

会で廃案となりました法律案で、その

え頗うようにお願いいたします。(「賛

の付加給付が出てきたということにつ

助料の制度でカバーしておりますが、

じょうに調整いたされております。

審議の過程でこれは健康保険の一部改正との関連で、共済組合にも導入する

ですね。これは健康保険は在来赤字で、あつたから、赤字補てんの意味からも、そういうことが一応考えられたわけですが、御承知のように共済組合は従来から健全財政で、いつも黒字経営をとおるわけですね。にもかかわらず、健康保険は一部負担したから、おつき合いとして共済組合も一部負担といふことはまことに不合理で、このことにについては、前国会の法案審議の過程で、私からも重ねて質問したわけですが、この点はまことに出てきま

は、共済組合に関する限り、現在では黒字経営である関係から、当然この金は余つてくるわけですね。そこでこれを何とか返すとはいうておりますけれども、これを実際現金で返すといふようなことは、とても実際問題としてできぬと思うので、一休どのようになれる措置をしようとしておるのですか、この点を一つ明確にしていただきたいと思ひます。

○政府委員(岸本晋君) 付加給付の制度は、一部負担金の返還ということとは必ずしも関係ないわけでございまして付加給付は付加給付自体といたします。付加給付は付加給付自体といたしまして必要なものを行なうわけであります。

二〇%の年金をいたしておられますが、ある程度納金した上で公務災害の場合の年金をもらえるという建前になつておられます。これを今回共済組合制度に取り入れまして、その結果、年金にしておられますと倍になりますが、しかし今までの年金は、やはり公務員が離出した上でもらえるという建前は變りないわけですからございまます。また一般民間におきましても、この公務災害の場合の年金と、いうのは、厚生年金でも船員保険でもすべて折半の負担の社会保険でやつておられます。一歩進むと云ふと、年金は二〇%の年金をいたしておられます。

講定は、一休とどこで行くのか、この点  
まず明確にしてもらいたいと思うの  
ですが。

それから、公務か私傷か、これは  
こういうことは組合の財政に与えられ  
費は非常に大きいと思うのですね。  
ういうような点で、これはこの法案を  
見ますと、團の当然行うべき責任を  
済組合に転嫁せしめておると、こころ  
うふらにも考えられる。そういう信  
が多分に考えられるわけですね。  
点を一つ明確にしていただきたいと  
思ふ。

○政府委員(岸本晉君) 前国会で、トたわけですかけれども、これは非常に問題だと思うのですよ、この点を一つ明確にしていただきたいと思います。

すということは書いてござります。そのほかの措置もあるといふにございまして、たとえそれが相当な財源が浮いて参りますれば、これによつて掛金の引き下げもできます。あるいは金を付加給付——新しくできます付加給付でございますが、これによる新設

についての給付ですね。この問題ですが、今度のこの法案に規定が加えられて、現行の共済組合の性格が、人事管理とかあるいは労務管理の一環として利用するという線が強く打ち出されておるわけですね。これは別な立場で國の責任を明確にして処理すべきものと

準法に基いて、使用者の一方的負担による一時金の制度はもちろんでござりますが、それと並んで、それ以上の年金としての災害給付は、これは民間では折半の負担でやつております。それはやはりそれにならつて取り入れたということです。

○政府委員(岸本晋君) 公務の認定  
問題につきましては、やはり最終的には  
共済組合が行なう年金でありますから  
ざいますが、しかし別途これは国の事  
事に関連して生ずる公務災害であ  
りから、これは組合だけの意見で済

案を作りますとき、全体として相談、意見をまとめたわけですが、これは厚生省側でも大蔵省側といたしましても、どうしてもやはり健康保険に對抗する共済組合では、一部負担制度はやらざるを得ないということで、恐縮でござりますが、再びこれを提案させていただいておるわけあります。

○伊藤顯道君 次に、付加給付の制度ですが、これは健康保険法の第十二条に明確に出ておるのですね。共済組合に於する特例として、共済組合のいわ  
けであります。できるだけ各組合の実情に応じて、各組合の便宜になるような方法で還付はいたしたい、かように考えております。

○政府委員(岸本晋君) 考えられるわけですけれども、これに  
対するお考えをまず明らかにしていただきたいと思います。

○伊藤彌道君　今の点ですが、最初の六年間は国家公務員の災害補償法の規定によつて補償する、それは六年間過ぎると、今度はそのとき初めて其組合において支給をする、そういうことになつてゐるのですね。これは一時金としてどうしたことなんですか。

○伊藤顯道君　この公務に関する給付金の公務災害の年金の認定については法律であります。その点につきましては法律で國の方の機関の意見を聞いた上で認定を行ふということが書いてござります。これによつて両者の立場を折衷する所といたしておるわけござります。

○矢嶋三義君 政府委員の方に御要望申し上げたいのですが、あなたは非常にまじめに答弁していただきおるのにはありがたいと思うのですけれども、声が小さくて、発音が不明瞭で、口早で、どうも聞き取りづらいのですが、もうちょっと大きい声でゆっくりお答

ゆる給付の種類及び程度は健康保険以  
上でなければならない、そういう趣旨  
は明確に出ておるわけで、従つてこの  
附加給付はもうとくに実際実施されな  
ければならなかつたわけです。前国会  
でもこの点強く要望しておるわけです  
けれども、そこで、今ころになつてこ

国家公務員災害補償法というのがございまして、公務災害の場合の補償は、困が一方的な負担で補償するという制度がございます。それを越えましての年金として、さらにはどの程度の給付をするかということになりますと、これは現在恩給法でも増加恩給あるいは公務扶

大体金額の計算上、年金としての六年分に相当するということにきまつておるわけでございます。そこで六年間補償いたしますが、この補償は、たつてから、こちらの方の年金を出すことになります。これは現在のことと申しまして、恩給法と公務災害補償法との関係も全くございません。

○政府委員(岸本晋君) 公務災害で  
については、これは当然に國が負担相  
べきだと考えられるのですけれども  
今申し上げたように、こういうふうに  
なつてゐることは、まことに不合理  
と思うのですけれども、この点一つ  
ねてお伺いしたいと思います。

じたものであつても、これをどうまでも、その人が死ぬまで、あるいは遺族に至るまですべての一時金、年金を国で一方的にやるかどうか、これは確かに考え方の相違もあるわけでござります。ただ、現在の日本の現実の民間の一般の例を見ましても、結局、一時使用者の一方的負担金は六年間である。それ以上の年金になると労使折半の社会保険でやるという建前に相なつております。国の場合もやはり同じような建前でいいのかどうかと考えております。

○伊藤顯道君 組合員が懲戒処分等によって退職された場合ですね、これは長期間給付の全部、場合によつては一部が結局停止されてしまつわけですね。これは労働組合の組合員の活動に対する非常な拘束になるのですね。ひいてはまた、労働者の生活権をおびやかすことになりますし、本来共済組合が社会保険としての立場を考えた場合、まことにこの点は理解できない個所だと思います。この点を一つはつきりしていただきたいと思います。

○政府委員(岸本晋君) 懲戒を受けた場合、年金の給付を制限する、これは確かに現行の共済組合法にはある制度でございます。これはそのまま引き継いでおりますが、考え方といつしましても、これは何と申しますか、單純なる民間並みの社会保険である、いわば厚生年金そのものだという考え方でございますが、しかしそよと懲戒の場合では給付制限できないわけでございますが、これはたびたび申し上げて恐縮でございますが、民間の年金保険プラス職域的なプラス・アルファが入った年金であるということを申し

上げております。そういう意味で、職域的なプラス・アルファという場合に、懲戒退職を受けた場合に給付制限を受けるということはやむを得ない、あるいはまた当然な処置じゃないかと考えております。

○委員長(藤田進君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(藤田進君) 速記を始めて。

○伊藤頭道君 短期給付に要する費用という中に付加給付の方も入っておるのですが、それからどのような給付を行なう考えがあるのか、またその必要額はどうのよろしくて算出する考え方なんか、この点を明確にしてもらいたいと思います。

○政府委員(岸本晋君) 短期給付の制度は、民間の組合の健康保険でも同じであります。が、組合財政に余裕がある場合にやるということをございます。

従いまして、初めてこの付加給付制度をやるという場合には、かなり組合財政に余裕があつて、掛金率も引き下げられるという状態になつた場合にできるわけござります。そうなりました場合に、各組合に共通の付加給付の制度をいたしますと、ある組合ではその年の財政の範囲で実行できた、掛金率を下げるとして付加給付の方に回せる、しかしある組合ではある程度持ち出しになるといふこともあるわけござります。そうした持ち出しになつた組合につきましては、翌年については、持ち出しになつた翌年、付加給付に要する分は追加せざるを得ないのでござります。ただ短期給付の内容につきましても、これはやはり各組合の運営審議会、そういうところの意見を聞いた上

で、どういうものをやるかはきめたいと思います。

○伊藤顕道君 次に、長期給付に要する費用ですね。この計算基礎についてはどうなのか、具体的に伺いたいと思います。特に予定運用収入の計画とか、あるいはまた予定期率ですね、こういったものを一つ明確にしていただきたいと思います。

○政府委員(岸本晋君) 長期給付の費用の算定は、大きづばに申し上げますと、長い期間の支出を長い期間に收入でまかなっていく、それを各年度平分して、平分の収入でまかなっていく、こういう考え方であります。その場合の金額は、今回大体五分五厘で予定金では考えております。

○伊藤顕道君 さらに「毎事業年度の同項の掛金及び負担金の額が準拠的になるよう」に定める。これは九十九条にあると思うのですが、これはどういう保険料方式をとるのですか、この点を明確にしていただきたい。

○政府委員(岸本晋君) これは非常に技術的なことでございますが、ある年度から長期年金制度が始まります最初のうちは、年金の出が少いわけであります。だんだんやめる人が多くなるにつれて年金額の支出が多くなっていく。まあ一つのカーブを描いて上っていくわけであります。これを毎年度毎年度の収入でまかなっていくというところになりますと、最初のうちは掛金は少い。後年度になるにつれて掛金が非常に多くなるわけであります。これはまあ実情に反するわけであります。長い間の支出額、カーブを描いて上つていく支出額を平均いたしまして、平均に毎年度支出があるものといたしまし

て、その平均の支出をまかなくに足る収入を毎年とつしていくというのが、ここに書いてある意味でござります。

○伊藤頼道君 時間の関係で、きょうはこの程度にとどめておきたいと思うのですが、最後に、資料の提出を一つお願いしたいと思うのですが、まずあの政令案ですね。本法案を審議するのにはぜひ必要な、法案の中に入ると思うのですが、これは六つの政令案を出していただきたいと思います。申し上げますと、第二条第一項一号の政令案、それから次は第二条第二項の政令案、それから第三には、第十九条第一項の政令案、それから次は第五十二条の政令案、次に第一百二条第三項の政令案、それで最後に、百十一条第九項の政令案、以上六つの政令案を出していただきたい。

それから次に、財源の計算書を出していただきたい。

それから次に、健康保険法に基く健康保険組合ではどのよくな付加給付を行なつていいか、こういう実態を明確にしたところの資料。

以上、大きく分みて三項目の資料となるべくすみやかにこの委員会に出していただきたい。

○八木幸吉君 簡単にお伺いいたしまが、この国家公務員共済組合の收入と支出と基金、その他財政状態がわかる一覧表を、なるべくすみやかに資料として出していただきたい。

それからもう一点は、本案と非常に関係の深い国会議員の互助金法案といふのが本院に参っております。これの内容については、大蔵省ともむろん打ち合せがあつたと思うのですが、赤字は出ないという立場になつております。

めになつておるか、これが一点。  
それから、もう一点は、この互助年金法案の最後に経費のことがついておられます。一本案施行に要する経費として、昭和三十三年度収入及び支出概算表、収入に、議員納付金が二千三百二十三万八百円、過去の在職年数に応する納付金として四百七十五万二千円、合計、収入の部が二千七百九十八万二千八百円、それから支出の方は、元議員の普通退職年金が千四百七十三万四百八十九円、元議員の遺族扶助年金が六百七十七万七千六百円、合計二千三百四十三万八千八十九円、それで差引六百五十四万四千七百二十円残る、こういふふうになつております。ところが、この共済組合法の方では保険料も、いろいろおやりになつておりますが、この収入支出を一言で申し上げますと、納付金は全部収入に出しておるが、支出の方では、元議員の支出だけが出ておつて、将来やめるべき人の支出が出ておらぬ。たとえば過去の在職年数に応する納付金が四百七十五万二千円といふのは、おそらく十年の在職になつておる人が二百二十人ある、こういうことで出でておるといいます。ところが、かりにその一割の二十二人が今度の選挙で落ちるか、あるいは死亡するか、その他の事由で、議員たるの資格がなくなつた場合には、たちまち一人四方円の差引黒が、百四十八万円の赤になる。こういうことになるわけです。が、保険の方では、民間で俗に言えれば、支出の方には未払金勘定というも

のを立てなければならぬと思うのです  
が、こういう立て方でいいのかどうか  
を伺いたいのと、詳細よくおわかりに  
ならぬようでしたら、これを見て、至  
急に保険理論に合うような収支明細表  
を資料としてお出し願いたい、こうい  
うことを私申し上げておきます。

○政府委員(岸本晋君) 国會議員五助  
年金以外の問題の資料の御要求は、で  
き得る限り提出いたしたいと思います  
が、何分にも非常に膨大な資料の、こ  
とに政令案すべてといふことになりま  
すと、これ大へんなことでございま  
す。今国会中、間に合うかどうか、私  
どもちょっと自信を持つてお答え申し  
上申られません。できるものから取り  
急ぎ調製して提出いたしたいと思いま  
す。

最後に、八木先生御質問の国會議員  
の互助年金法案につきましては、私ど  
もいたしましては、正式には別に検  
討は加えておりません。国会の方で、  
事務局の方で検討になり、御提案に  
なつたものでございまして、大蔵省と  
いたしまして、特に将来どうなるとい  
うところまで突っ込んだ検討は今のと  
ころいたしておりません。

○八木幸吉君 私のにらんでいるの  
は、今、一例を申し上げましたよう  
に、すぐこれは赤字になると。赤字に  
なれば、これは國庫の負担になるとい  
うことで、大蔵省としては非常に、當  
然関心を持たなければならぬ法案だと  
思います。ことに、この國家公務員の  
一般の共済組合とも連絡があるし、恩  
給の法案とも関連があるし、そこで、  
今直ちにむろん御答弁はいただけませ  
んが、大蔵省の方から見て、あるいは  
また保険理論から見て、一体収支がど

のようになるだろう。たとえば国会の  
十年以上の勤続の人が、大体何年でか  
わるだらうというような見通しについ  
ては、むろん国会当局にお聞きになれ  
ばいいし、あるいは從来の勤続年数を  
お調べになればすぐわかるわけです

が、保険理論を加味した収支計算書を  
すぐお出しを願いたい。これは帰つ  
て、大蔵省でもよく御研究をいただい  
て、むろんこれは内密に互助年金法の  
話があつたと思うのです。その辺をお  
帰りになつてかかるべく関係係と御相  
談になつて、できるだけ一つ早くお出  
しを願いたい、こう思うわけです。

○政府委員(岸本晋君) 法律案は、提  
出のところでいろいろ資料提出いたす  
ことに相なつておりますので、やはり  
国会事務局の方にこの資料をお求め願  
えれば幸いかと存じます。国会事務局  
の方で、いろいろ作業上こちらと技術  
的問題を相談したいということでおざ  
いましたら、私どもまた協力はいたし  
ますが、資料の提出といたしましては、  
この法案提出の事務局にお命じいただ  
きましたら非常に幸いでございます。

○委員長(藤田進君) それでは、三案  
につきましては、時間も経過いたしま  
したので、本日はこの程度にとどめま  
して、本日はこれにて散会をいたしま  
す。

午後四時三十三分散会

四月十日本委員会に左の案件を付託さ  
れた。

一、放射線障害防止の技術的基準に  
關する法律案(予備審査のための  
付託は三月二十日)

昭和三十三年四月十六日印刷

昭和三十三年四月十七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局